

「エネルギー基本計画に対する意見（案）」に対する意見書

2013年（平成25年）12月20日

日本弁護士連合会

総合資源エネルギー調査会基本政策分科会による「エネルギー基本計画に対する意見（案）」（以下「意見案」という。）は、原子力発電（原発）を重要なベース電源と位置付けるなどの点で極めて重大な疑問があることから、以下のとおり、意見を述べる。

第1 意見の趣旨

- 1 原子力発電に依存しない基本計画を策定すべきである。
- 2 化石燃料への依存を減らし、再生可能エネルギーの推進等、省エネルギー及びエネルギー利用の効率化を政策の中核とすべきである。

第2 意見の理由

1 はじめに

エネルギー基本計画は、我が国の持続可能な民生・産業の安定にかかる基本政策であり、極めて重要である。とりわけ、我が国は福島第一原発事故を経験し、その被害がいまだ継続しており、原子力依存からの脱却を求める声が国民の7割に及んでいることから、そのような背景を踏まえた計画とすることが重要である。当連合会は、エネルギー需給にかかる政策について、これまで様々な提言を行ってきたところ、2013年10月4日に、第56回人権擁護大会における「福島第一原子力発電所事故被害の完全救済及び脱原発を求める決議」において、以下のとおり述べた。

国は、我が国の原子力推進政策を抜本的に見直し、以下のとおり原子力発電と核燃料サイクルから撤退すること。

- (1) 原発の新增設（計画中・建設中のものを全て含む。）を止め、再処理工場、高速増殖炉などの核燃料サイクル施設は直ちに廃止すること。
- (2) 既設の原発について、安全審査の目的は、放射能被害が「万が一にも起こらないようにする」ことにあるところ、原子力規制委員会が新たに策定した規制基準では安全は確保されないので、運転（停止中の原発の再起動を含む。）

は認めず、できる限り速やかに、全て廃止すること。

- (3) 今後のエネルギー政策につき、原子力はもとより、化石燃料とりわけ石炭火力にも依存せず、再生可能エネルギーの推進、省エネルギー及びエネルギー利用の効率化と低炭素化を政策の中核とすること。

しかるに、意見案では、原子力発電をなお重要なベース電源と位置付けるなどの点で極めて問題がある。

2 原子力発電に依存しない基本計画を策定すべきである。

- (1) 福島第一原発事故の総括は極めて不十分・不正確である

意見案では、福島第一原発事故について、「政府及び事業者は深く反省しなければならない」、「原因の探求と再発の防止のための努力」等の記述があるものの、事故原因は巨大津波にあるかのような記載であり、反省すべき点についての具体的な記述がなく、原子力発電について、「優れた安定供給性と効率性を有しております」、「運転コストが低廉で」、「運転時には温室効果ガスの排出もない」ことから、「世界で最も厳しい水準の新規制基準の下で原子力規制委員会によって安全性が確認された原子力発電所については、再稼働を進め」、「エネルギー需給構造の安定性を支える基盤となる重要なベース電源として引き続き活用していく」とし、将来的にも「必要とされる規模を十分に見極めて、その規模を確保する」としている。

これらの記述、とりわけ意見案16ページ「(5) 原子力」についての記述は、福島第一原発事故後の、原子力発電所の安全、安価、安定神話の崩壊を直視せず、議論の経過を無視したもので、客観的事実にも反しており、新たな安全、安価、安定供給神話をもたらすものである。

- (2) 各エネルギーの数値目標が示されていない

意見案には、原子力発電所、再生可能エネルギー、その他のエネルギー源についても、数値目標が全く示されていない。数値目標は、エネルギー基本計画の根幹部分であり、これらを欠いたエネルギー基本計画は、そもそも、「基本計画」と呼ぶに値しないものといわざるを得ない。

その一方で、原子力については、引き続き活用していく重要なベース電源であると位置付け、再稼働を進めるるとすると、「国民、自治体、国際社会との信頼関係の構築」として、「原子力に関する丁寧な広聴・広報」を進め、立地自治体や住民等関係者の理解と協力を得るために「丁寧な対話を通じて信

頼関係を構築」、「立地地域支援対策」を進めるとしている。

これらは、原子力利用の推進を前提としたもので、再び、利用促進のための広報活動を行うとするものである。福島第一原発事故をもたらしたそれまでの原子力推進政策の誤りの分析、反省がみられないといわざるを得ない。

(3) 原子力発電の運転コストは決して低廉でない

原子力発電コストには運転時だけでなく全コストを含めるべきである。東日本大震災前からも、放射性廃棄物の処分など全コストを考慮すると、むしろコスト高であることが指摘されてきたが、東日本大震災後には、事故対策のコストが極めて巨額に上ることが明らかとなった。

そして、東日本大震災から2年以上を経た現在に至るも、いまだに事故の原因、機序すらも明らかになっておらず、その見込みもない。したがって、福島第一原発事故の再発防止策も確立されておらず、近年中に確立される見込みもない。よって、今日において、原発事故による莫大なコストは、決して無視されてはならないものである。

なお、東日本大震災、福島第一原発事故後の電力供給に占める輸入化石燃料費の増加が強調されているが、その過半は化石燃料単価の高騰及び円安化によるものであり、輸入量の増加によるものは一部である。

(4) 新規制基準では安全は確保されない

今年になって施行された新規制基準も、①立地指針を削除する、②事故発生を防ぐために重要な施設につき、いまだに重要度を低いままとする、③共通要因故障を設計において基準とすべき事故として取り入れていない、④シビアアクシデントにつき、事故防止策が十分取られておらず、大規模な自然災害に対する基準を設けられていないなど、数々の重大な問題点があり、到底、安全を確保するに足りるものではない。

(5) 温室効果ガスの削減にとって、原子力発電は何ら資するものではない

意見案は、「運転時には温室効果ガスの排出もない」と、あたかも原子力発電が温室効果ガスの排出削減に資するかのように述べている。

しかし、日本において原子力発電が増設され続けた期間、温室効果ガスの排出は、むしろ増加を続けた。原子力発電は、ウラン採掘から放射性廃棄物処理までの各プロセスを通じて、多量の温室効果ガスの発生をもたらすとともに、電気の多消費を促すことでも温室効果ガスの排出促進につながる。温排水の問題も無視できない。原子力発電への依存は、温室効果ガスの排出削減という観点からも正当性はない。

(6) 核燃料サイクル政策の失敗を直視すべきである

意見案は、核燃料サイクルを着実に進める、と述べる。

しかし、核燃料サイクルについては、①使用済核燃料の再処理技術は未確立である、②平常運転時にも大量の放射性物質を放出させる、③膨大な高レベル放射性廃棄物を発生させる、④地震やテロ等による施設破壊が起こると地球規模での被害が発生する、等の重大な問題点がある。また、再処理工程での臨界事故、福島第一原発事故の直接的原因となった冷却機能喪失事故の再現（使用済燃料の溶融事故、高レベル廃液の水素爆発事故など）も想定される。さらに、再処理後に残る高レベルガラス固化体の処分方法は、いまだ確立されておらず、最終処分のめどは全く立っていない。必要性、経済性、安全性に多くの問題を抱える再処理は直ちに廃止し、核燃料の環を絶ち切る政策こそが必要である。

(7) 日本社会にとって必要なことは、原子力発電からの脱却である

福島第一原発事故を契機として、放射能汚染は広範な被害をもたらし、経済面でも多大な損害を与えることが広く国民の認識するところとなった。意見案では、「日本の立地競争力の強化」、「経済成長の視点の重要性」、「追加的に発生する可能性のあるコストが国民生活や経済活動に大きな負担をかけることがないよう、バランスのとれた構造の追及」等が強調されているが、原子力発電に依存することこそ、経済活動に大きな損害を与えかねないものである。今後、政府・事業者が優先してなすべきことは、決して原子力発電所を再稼働させることではなく、廃炉、汚染水対策、除染など、既存原子力発電所のリスク軽減への対応であり、また、原子力発電の代替エネルギー及び温室効果ガスの排出削減のための再生可能エネルギーの拡大並びに石炭から天然ガスへの転換のための政策措置の強化である。

3 化石燃料への依存を減らし、再生可能エネルギーの推進、省エネルギー及びエネルギー利用の効率化を政策の中核とすべきである

(1) 石炭を安価なベース電源燃料として活用するとし、老朽石炭火力発電所のリプレースや新增設、海外でも導入を進めるとしていること

意見案では、化石燃料のなかでも石炭の温室効果ガスの排出量が多いことを指摘しながら、最も安価であることからその新增設を含めて推進するとし、環境アセスメント期間の短縮化を明記し、現に新設が進められている。

しかしながら、現在、最も高効率の石炭火力発電であっても、高効率天然

ガス火力発電の約2倍の二酸化炭素を排出する。今後50年にわたって発電部門での二酸化炭素の高排出構造を決定付ける石炭火力発電所の新增設は認められない。

(2) 再生可能エネルギー全体としての拡大目標がなく、太陽光発電はピーク需要対応として、風力は広域的運用による調整力や蓄電池の整備を前提としていること

意見案では、再生可能エネルギーについて、「温室効果ガスを排出しない、国内で生産できる有望な国産エネルギー源」としている。

しかしながら、その一方で、政策の方向性としては「今後3年程度、再生可能エネルギーの導入を最大限加速していく」というもので、中長期的な導入数値目標はなく、「今後3年程度」以降の政策は全く不明というほかなく、再生可能エネルギー関連産業の育成の観点からも全く不十分である。

さらに、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（特措法）による固定価格買取制度について、「法律に基づき、エネルギー基本計画改定に伴いその在り方を総合的に検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる」ともされている。これは、エネルギー政策基本法によるエネルギー基本計画の改定によって、特措法の改廃の見通しを盛り込んだものであり、再生可能エネルギー促進のために制定した法律をエネルギー政策基本法の下での計画の改定によって変更できるとする極めて問題の多い指摘である。

また、太陽光発電は電力消費のピーク対策としてしか位置付けられていない。さらに、風力発電は地域内送電線や地域間連係線が必要であることから、電力システム改革の推移にかかるところ、電力システム改革については2013年4月2日の閣議決定を指摘するにとどまる。

再生可能エネルギーの飛躍的拡大には、明確な導入目標と、固定価格買取制度のより一層の充実（再生可能エネルギーの種類及び規模毎の適切な運用）を中心とする推進策及び発送電分離を含む電力システム改革の加速的実施が不可欠である。

また、意見案では、需要側におけるより一層の省エネルギー及びエネルギー利用の効率化も指摘されており、これらは極めて重要であることに疑いはないが、具体的にこれらをどのように実現していくのかについて、明確な目標の設定とそれを実現するための具体的なプロセスの提示が必要である。